

官民競争入札等監理委員会
第3回 地方公共サービス部会
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

官民競争入札等監理委員会
第3回 地方公共サービス部会
議事次第

日 時：平成20年1月30日（水） 14:00～14:25

場 所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

1 開会

2 議題

(1) 公共サービス改革基本方針に盛り込まれた地方公共団体関連の業務について

(2) 窓口業務に関する検討結果について

(3) 地方公共団体との研究会について

3 その他

4 閉会

<出席者>

(委員)

本田部会長、森委員、吉野委員、石川専門委員

(事務局)

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、熊埜御堂参事官

○本田部会長 それでは、定刻となりましたので、第3回「地方公共サービス部会」を始めさせていただきます。

本日は、まずこれまでの基本方針の改定で盛り込まれました地方公共団体関連の業務につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、お手元の資料1-①をご覧くださいませでしょうか。公共サービス改革基本方針の改定で盛り込まれました地方公共団体関係の業務について、抜粋したものでございます。平成19年12月24日に閣議決定されたものでございます。

1ページにもございますように「1. 統計調査関連業務」といたしまして、2つの項目。

「5. 公物管理関連業務」でございますが「(1) 水道施設の維持管理業務」。

2ページは「(2) 工業用水道施設の維持管理業務」「(3) 下水道関連施設の維持管理業務」につきまして、それぞれ包括的な民間委託が進むように必要な措置を講ずるということで、平成19年度末をめどに、手引の作成、その他留意点の周知などを行っていくというものでございます。

3ページ以降は「8. 窓口関連業務」といたしまして、24項目ほど掲げております。これにつきましては、後でご説明いたします。

7ページには「9. 徴収関連業務」につきまして2つの項目がございます。「(1) 地方公共団体が設置する病院の医業未収金の徴収業務」及び「(4) 公営住宅の滞納家賃の徴収業務」でございます。これらにつきましても先進事例を地方公共団体に周知する等の措置を講じる予定でございます。

最後の「10. その他」につきましては、当初からございます包括的な事項でございます。

そういうことで、基本方針に盛り込まれている項目については、ご覧のとおりでございます。

続きまして、資料1-②でございます。これは特に地方公共団体向けのPR等にも活用したいと思ひまして、これまで法律、基本方針で措置した事項をまとめたものでございます。

1ページは、法における位置づけについて整理したものでございまして、特に法に基づく「市場化テスト」というものは、特定公共サービス、現行では窓口6業務でございますが、これにつきまして、図のとおりのプロセスによって進めていくものでございます。

2ページは、先ほども申し上げました「1. 窓口関連業務」以下「2. 徴収関連業務」「3. 公物管理関連業務」「4. 統計調査関連業務」の業務につきまして、整理したものでございます。これらは「市場化テスト」が可能な業務ということで、今後PRに努めたいと思っております。

以上でございます。

○本田部会長 ありがとうございます。

続きまして「2. 窓口業務に関する検討結果について」でございます。

窓口業務に関しましては、地方公共サービス部会における合意を踏まえまして、私と石

川専門委員が主に担当し、森委員、吉野委員の御協力を得ながら検討を進めてまいりました。

本日はこれまでの検討経緯を含めまして、検討結果について、石川先生からご報告いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○石川専門委員 それでは、地方公共団体の窓口業務に関する平成19年における検討の結果並びに経緯に関しまして、担当の専門委員である私からご報告させていただきます。

最初に結果をご報告して、その後、経緯をご報告いたします。

まず結果ですが、お手元の資料2-①記者公表資料の第2パラグラフでございますように、市町村における24事項の窓口業務について、市町村の出張所など市町村職員が常駐し、市町村の適切な管理が可能な場所においては、書類の受付・引渡しに加えて3つございます。1つ目は登録・届出の内容の台帳への記載、2つ目は記載事項に関する証明書等の作成、3つ目はこれらに伴う端末操作や簡単な確認作業については、現行法令の下においても民間事業者への委託が可能であることについて、法令を所管する各省と確認することができました。

関係各省と確認した具体的な内容については、お手元の資料のとおり、本年1月17日付けで内閣府ホームページに掲載するとともに、ホームページに掲載した旨の文書を別途発出し、都道府県経由で各市町村への周知も済ませております。

それでは、関係各省と確認した具体的な内容について、お手元の資料の2ページ、公共サービス改革推進室でとりまとめた資料に基づいてご説明いたします。

今回の整理の前提は、市町村の適切な管理の下での民間事業者の活用です。その内容につきましては、2ページの一番下の2の(1)のポツの部分ですが、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること。

また、3ページ一番上のポツにありますとおり、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実にを行うこと等としております。

これらの記述は、公共サービス改革法第34条の整理との違いを意識したものです。34条が想定しておりますのは、市町村職員が常駐せず、恒常的にはその管理の目が行き届かない場所において、6事項の証明書等交付業務に関して、書類の受付・引渡しの作業の取扱いを民間事業者にも認めようとするものです。

今回の整理は、市町村の適切な管理という一定の条件の下に、多くの市町村から要望があり、かつ住民生活にも身近な24の事項に関しまして、書類の受付・引渡しに加えて、ほぼすべての作業について一括して民間事業者の取扱いを認めようとするものです。

個々の事項における取扱いについては、4ページ以降の別紙をご覧いただきたいと思ひます。

最初の項目「住民異動届」ですが、今回の整理で民間事業者の取扱いが可能である旨を

新たに確認した事項でございます。住民異動届は公法上の登録行為ですが、1の届出の受付、2の住民票の記載及びこれに伴う端末操作、3の転出届の場合における転出証明書の作成及びこれに伴う端末操作、4の転出証明書の引き渡し、5については例えば1～4の一連の作業の流れの中での簡単な確認行為など、事実上の行為又は補助的業務については、民間事業者の取扱いが可能であることを確認いたしました。

他方、住民登録に関する証明書である住民票の写し等の交付につきましては、公共サービス改革法第34条のスキームでは、1の受付の場合においても、本人請求等しか認められませんでした。また2の住民票の写し等の作成及びこれに伴う端末操作について、民間事業者の取扱いが可能であることを確認いたしました。

以下、住民に身近な登録・届出やこれに関する証明書等の交付など新規に整理した事項、民間事業者の取り扱える作業を追加した事項、全部で24の事項について、基本的にはほぼ同様の整理を行っておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

3ページに戻っていただいて、上から2つ目のポツですが、市町村がそれぞれ個別に管理している住民基本台帳の情報や個別のシステムについては、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために利用するのが市町村における実務の通例ですが、これについても民間事業者の取扱いは必ずしも否定されないことを確認しております。

3つ目のポツは、委託と派遣の関係についてでございます。この点については「市場化テスト」を実施するかどうか、どのような形で民間事業者を活用するかは、地域の実情において、それぞれの市町村において適切に判断されるべきものですので、委託先職員に個別に指揮命令を行う場合には、労働者派遣に該当する旨を記述するにとどめるのが現時点では適切と判断いたしました。

2の「(2) 個人情報の保護」につきましては、3つございます。1つ目は、個人情報保護条例において、違反した場合における罰則規定の整備、2つ目は取扱い方法の要領の策定、3つ目は端末へのアクセス制限について、特段の配慮をお願いしております。

以上のように、市町村の適切な管理という一定の条件において、住民に密着した窓口業務について「市場化テスト」などによって包括的に民間事業者に委託することが可能である旨を明らかにすることができました。

今後、市町村において、民間事業者の積極的な活用を図ることにより、行政コストの削減にとどまらず、ワンストップサービスを行う総合窓口サービスの開設など、住民サービスの向上につながる改革が進んでいくことが期待されます。

次は調査検討の経緯について、資料2-②に基づきまして簡単にご説明いたします。ポイントは、市町村の窓口業務については、基本方針の改定のたびに、民間事業者の取り扱える業務の事項数や作業の範囲に変更がありますと、市町村において「市場化テスト」の具体的な検討に入りづらいつの意見を考慮したことです。

このため、市町村の現場も調べ、検討対象となり得る業務の全体を見極めた上で、法令

を所管する各省に検討要請を行うことといたしました。また、スケジュールにつきましても、年末の公共サービス改革基本方針の改定後、できる限り速やかに民間事業者が取り扱える業務の事項及び作業の範囲を確定し、公表することにより、市町村が20年度から民間事業者の活用について具体的に検討できるようにいたしました。

そこで、19年3月から8月までの間におきましては、市町村の窓口業務の内容の把握、主要な窓口業務の所管省との意見交換、市町村ニーズの把握などの調査活動に重点を置きました。特に窓口業務の実際の作業プロセスにも着目しまして、民間事業者が実際に取り扱える作業かどうか、事務担当者において個々に精査させることといたしました。

9月からは、調査活動の結果を踏まえまして、6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」、いわゆる骨太の方針に基づき、関係各省に対し、対象とし得る業務及び作業の範囲について、自主的・積極的な検討を要請し、公共サービス改革推進室において協議を進めてきたところであり、その調査検討の結果をとりまとめたものがお手元の資料でございます。

この間における調査活動や関係各省との協議については、私や本田部会長を中心に各委員においても必要に応じ参加するとともに、適宜、報告を受けて、適切に指示を行うなど、協力してきたところです。

なお、10月、12月の公共サービス改革基本方針の改定の前には、それぞれ官民競争入札等監理委員会において、その時点での調査検討の状況を事務局から報告し、改定に適切に反映していただいているものと承知しております。

以上でございます。

○本田部会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に関しまして、皆さんご意見などございますでしょうか。

森委員、どうぞ。

○森委員 先生には、大変精力的にお取組みいただきました。

私どもにとりましても、いわゆる「市場化テスト法」でやるか、あるいは現行法の中でやるかという、ある面ではグレーゾーン的なものが今回1月17日の通知によって明確になりました。どういうことをやればいいのかということがはっきりしたということで、現場として、今までの半信半疑、大丈夫かということが払拭されたということで、今、ご説明をお伺いしてより明確になりました。ありがとうございます。

○本田部会長 今回このような措置が講じられたことを受けまして、今後、地方公共団体の窓口業務におきまして改革が進むことを期待したいと思っております。

なお、事務局の皆さんには、今回の措置の周知に一層努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして「3. 地方公共団体との研究会について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局 お手元の資料3に基づきまして、説明いたします。

「1. 研究会の趣旨・目的」を書いてございますが「市場化テスト」の導入に当たって

の地方公共団体における共通的な課題について検討していくということで、専門委員の方々の協力も得まして、平成19年6月から平成20年1月まで5回にわたり開催してまいりました。

参加自治体でございますが、特に官民競争入札等を中心に「市場化テスト」を検討している団体にお声をかけながら、皆様方の御意見を伺い開催してきたところでございます。

「(2) 専門委員等」でございますが、稲沢先生、佐藤先生のお二人の専門委員に加え、オブザーバーとして、前の我孫子市長でいらっしゃいます福嶋先生、立命館大学の岸先生に参加していただいていますし、この研究会の調査結果をとりまとめるに当たって、内閣府から調査委託をしております関係で、日本経済研究所の宮地さんにも参加いただいたところでございます。

2ページ目に「3. 開催状況」をまとめたものがございます。事例紹介、専門委員等のプレゼンテーションも交えながら意見交換したものでございまして、特に2回目以降は、なぜ「市場化テスト」に取り組むのかとか、実務的な課題といたしまして、例えば質の設定と評価について、コストの把握について、モニタリングについてということで、結構難しい問題もありましたので、2回以上にわたって検討したテーマもございました。

このようなテーマにつきましては、今後いろいろな自治体で参考にさせていただくために、報告書を今年度中にまとめ上げまして、地方公共団体向けの普及啓発資料等も作成してまいりたいと思っております。できましたら、3月中にもまとめて、何らかの形で発表会のようなものも計画しているところでございます。

3ページ目は、報告書の骨子案を簡単に書いたものでございます。骨子的なものでございますが、今このような形で検討しておりまして、今後1か月ぐらいをかけて、まとめ上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○本田部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定されました議題は以上でございますが、来年度の進め方等につきまして、事務局からお願いします。

○熊埜御堂参事官 ノンペーパーで恐縮でございますが、来年度の進め方について説明させていただきます。

この部会でございますが、昨年3月以来の開催になりますけれども、昨年3月に「19年度における検討の進め方」ということで、地方公共団体からのニーズのくみ上げ、制度の普及啓発、また窓口関連業務に関する具体的な対象業務の分野の選定ということで、本日も報告いただいたこと、また研究会については取りまとめ中でございますが、着実に成果を上げてきつつあるところと承知しております。

私ども事務局といたしましては、現段階では部会を引き続き存続して設置することとさせていただきます、地方公共団体の意見、要望を積極的かつ能動的にくみ上げる機会、また地

方公共団体関連業務についての課題の論点整理を必要に応じて進めていく場ということで機能させていきたいと考えております。

ただ、これにつきましては、委員会の方で今年を進め方を御議論いただくことになると思いますので、その議論も踏まえながら、部会長を始めこの部会の構成員のメンバーの方々とよく御相談させていただきながら、進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○本田部会長 皆さんから何か御意見はありますか。

今、お話がありましたように、部会の運営についてはさらに詰めた上で、ご相談したいと思います。

それでは、時間もまいりましたので、本日の「地方公共サービス部会」は、これで終了とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。